

令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施状況及びその効果について

No	事業名	担当課	事業の目的・内容	事業始期	事業終期	事業費総額	交付金充当額	事業実績	事業の効果	上段：成果目標 下段：実績
1	住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金【物価高騰対策給付金】	社会福祉課	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。R5年度分の住民税非課税世帯に対して重点的な支援措置を実施するため、1世帯につき70,000円の物価高騰対策給付金を支給する。	R5.12.25	R6.6.30 ※繰越事業のため暫定日	630,938,044 ※繰越事業のため暫定値	630,868,044 ※繰越事業のため暫定値	○住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金及び事務費 630,938,044円 【内訳】 ・給付金 70,000円×8,860世帯=620,200,000円 ・消耗品費 プリンタトナー等 227,337円 ・印刷製本費 送付用・返信用封筒 268,345円 ・郵便料 支給要件確認書、支給決定通知発送 818,934円 ・電話料 25,887円 ・口座振替手数料等 516,010円 ・システム変更委託料 6,369,000円 ・人材派遣委託料 1,623,600円 ・複写機、パソコン等使用料 888,931円 ※繰越事業のため暫定値	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得者世帯の中で世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準世帯のうち住民税非課税世帯に対し、給付金を支給することができた。市が保有する住民税課税情報及び口座情報を利用し、対象世帯に対してプッシュ型で支給要件確認書を送付することで、目標を超える支給率を達成することができた。	対象世帯に対して令和6年1月までに支給を開始する 目標：令和6年1月開始 実績：令和6年1月12日支給開始
2	住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金【物価高騰対策給付金】	社会福祉課	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯に対して重点的な支援措置を実施するため、1世帯につき100,000円の物価高騰対策給付金を支給する。	R6.1.23	R6.9.30 ※繰越事業のため暫定日	201,875,358 ※繰越事業のため暫定値	201,675,358 ※繰越事業のため暫定値	○住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金及び事務費 201,875,358円 【内訳】 ・給付金 100,000円×1,987世帯=198,700,000円 ・消耗品費 プリンタトナー等 63,228円 ・印刷製本費 送付用・返信用封筒 125,884円 ・郵便料 支給要件確認書、支給決定通知発送 208,184円 ・口座振替手数料等 229,900円 ・システム変更委託料 2,310,000円 ・人材派遣委託料 238,128円 ・複写機等使用料 34円 ※繰越事業のため暫定値	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得者世帯の中で世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準世帯のうち住民税均等割のみが課税された世帯に対し、給付金を支給することができた。市が保有する住民税課税情報及び口座情報を利用し、対象世帯に対してプッシュ型で支給要件確認書を送付することで、目標を超える支給率を達成することができた。	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する 目標：令和6年2月開始 実績：令和6年1月31日支給開始
3	子育て世帯に対する物価高騰対策加算給付金【物価高騰対策給付金】	社会福祉課	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。R5年度分の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に属することもに対して重点的な支援措置を実施するため、1人につき50,000円の物価高騰対策給付金を支給する。	R6.1.23	R6.9.30 ※繰越事業のため暫定日	56,499,595 ※繰越事業のため暫定値	56,499,595 ※繰越事業のため暫定値	○子育て世帯に対する物価高騰対策加算給付金及び事務費 56,499,595円 【内訳】 ・給付金 50,000円×1,121人=56,050,000円 ・消耗品費 プリンタトナー等 45,798円 ・印刷製本費 送付用・返信用封筒 39,611円 ・郵便料 支給要件確認書、支給決定通知発送 54,552円 ・口座振替手数料等 71,500円 ・人材派遣委託料 238,128円 ・複写機等使用料 6円 ※繰越事業のため暫定値	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得者世帯の中で世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準世帯のうち住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に属することもに対し、給付金を支給することができた。市が保有する住民税課税情報及び口座情報を利用し、対象世帯に対してプッシュ型で支給要件確認書を送付することで、目標を超える支給率を達成することができた。	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する 目標：令和6年2月開始 実績：令和6年1月31日支給開始
4	東松山市水道事業会計繰出・補助（水道料金減免事業）	上下水道経営課	物価高騰に直面する市民や事業者を支援するため、水道料金の基本料金を6か月分免除する。	R5.10.1	R6.3.29	232,335,940	149,443,000	○水道事業会計補助金等 232,335,940円 【実績】 ・消耗品費 プリンタトナー等 293,800円 ・郵便料 通知はがき発送 1,312,690円 ・システム変更委託料 700,000円 ・基本料金免除件数及び免除額 141,880件 230,029,450円 月ごとの明細は以下のとおり。 10月 24,700件 40,207,825円 11月 22,465件 36,216,975円 12月 24,722件 40,298,925円 1月 22,478件 36,398,225円 2月 24,883件 40,424,375円 3月 22,632件 36,483,125円	水道料金の基本料金を6か月分免除することにより、物価高騰に直面する市民や事業者を支援することができた。	基本料金免除者数（公共施設を除く）／基本料金免除対象者数（公共施設を除く） 目標：100% 実績：100% (141,880人/141,880人) ※延べ人数